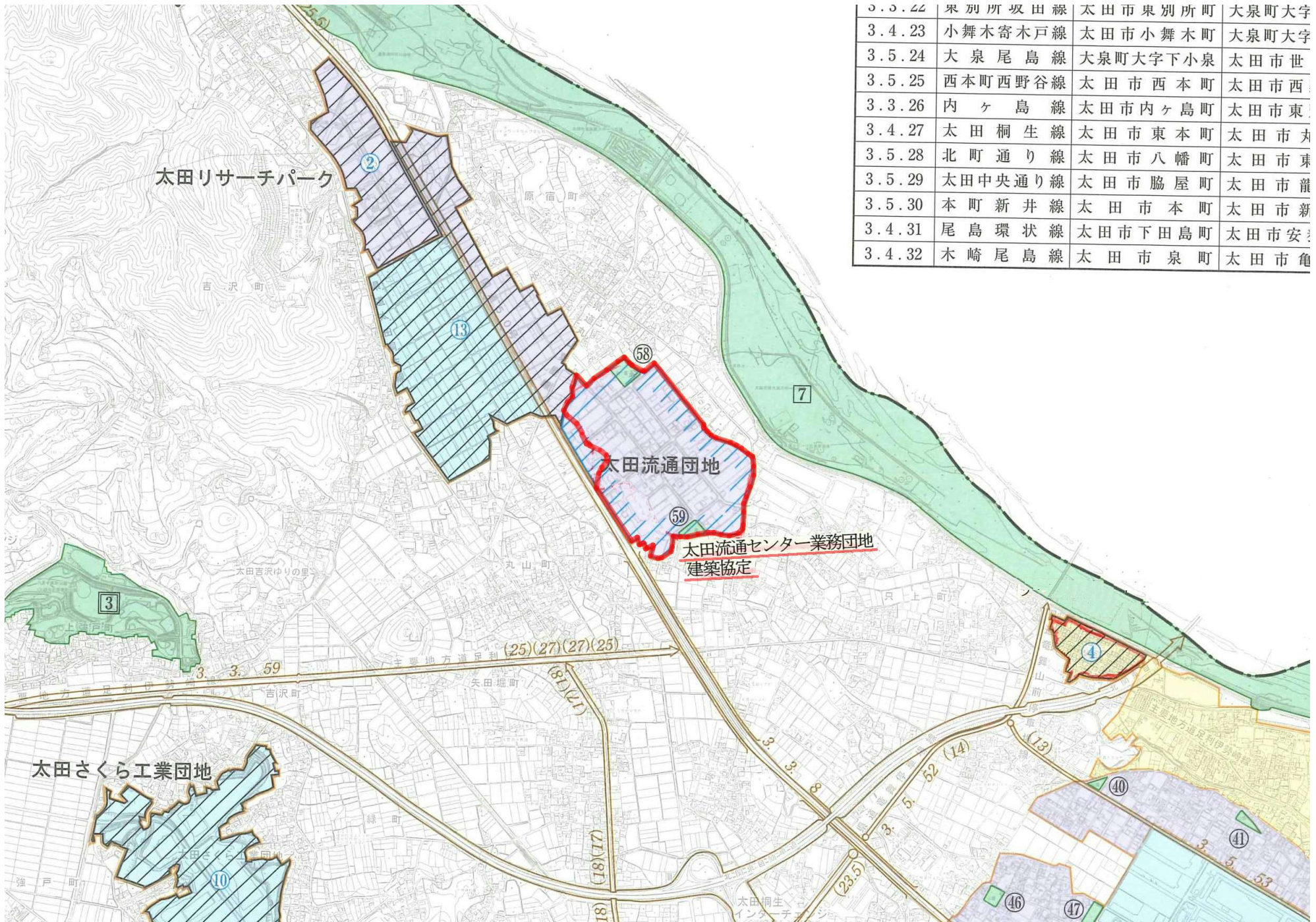




3.3.22	泉別所坂田線	太田市泉別所町	大泉町大字
3.4.23	小舞木寄木戸線	太田市小舞木町	大泉町大字
3.5.24	大泉尾島線	大泉町大字下小泉	太田市世
3.5.25	西本町西野谷線	太田市西本町	太田市西
3.3.26	内ヶ島線	太田市内ヶ島町	太田市東
3.4.27	太田桐生線	太田市東本町	太田市丸
3.5.28	北町通り線	太田市八幡町	太田市東
3.5.29	太田中央通り線	太田市脇屋町	太田市龍
3.5.30	本町新井線	太田市本町	太田市新
3.4.31	尾島環状線	太田市下田島町	太田市安
3.4.32	木崎尾島線	太田市泉町	太田市亀

太田流通センター業務団地 建築協定

（目的）

第一条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4章「建築協定」の規定及び、太田市建築協定条例（昭和57年太田市条例第13号）に基づき第3条に定める太田流通センター業務団地の区域内における、建築物の位置、構造、形態、又は建築設備に関する基準を協定し、流通業務団地としての利便を高度に維持増進し、併せて良好な環境を統一的に整備することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、太田流通センター業務団地建築協定（以下「協定」という）と称する。

（協定の区域）

第3条 この協定の区域（以下「協定区域」という）は、太田流通センター業務団地の、別図1に表示する区域とする。

（協定及び関係法令の遵守義務）

第4条 太田流通センター業務団地内の立地企業組合員（以下「組合員」という）は、協定区域内の建築に当たり、この協定並びに、建築基準法、中小企業事業団法、太田市特別業務地区建築条例等、関係法令を信義に基づき誠実に遵守するものとする。

（建築物の位置）

第5条 建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面からの壁面後退線は、次の各号の基準によるものとする。

- （1）道路境界線から、2M以上後退した位置とする。
- （2）隣地境界線から、1.5M以上後退した位置とする。

但し、敷地面積が2000M²以下の土地にあって、あらかじめ協定運営委員会（以下「委員会」という）の承認を得た場合は、1M以上とすることができる。

- （3）底のある場合底の外側は、道路境界線から 1.5M以上、隣地境界線から 1M以上後退した位置とする。

（建築物の構造）

第6条 建築物の構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、又はこれと同等以上の安全性と耐久性を有するものであること。

（建築物の形態）

第7条 建物の屋根、及び外壁等の色彩は、各ゾーン毎に委員会が認めた色彩の範囲内にて統一するものとする。

（附帯設備等）

第8条 建築物の付帯設備等は、次の各号により設置するものとする。

- （1）電気、水道、電話、排水等はすべて取り合い口から引き込み、又は取り付けること。
- （2）電柱は、組合員の敷地内に設置すること。
- （3）便所は水洗式とすること。
- （4）外柵の高さは、地盤面より 1.2Mとし、道路に面して設置する。但し共同施設の土地については、除くものとする。尚、道路境界線から 1.5M後退した位置にて統一する。構造は十分安全なものであり、委員会の統一した材料、色彩とする。

（広告看板）

第9条 広告看板及び案内板は、次の各号の基準により設置するものとする。

(1) 広告看板を設置する場合は、組合員の敷地内に設置するものとし、その数は1企業、3基以内とする。但し、うち1基は委員会の統一看板とする。

(2) 看板の形、色彩、大きさ等は、周囲の環境に調和し、他企業の迷惑にならないものとする。

(3) 広告看板の設置については、計画の段階において委員会に届け出の上、承認を得るものとする。

(4) 案内板は、委員会が団地入口の主要な場所に、団地内配置の総合案内板を設置し、組合員が個々に設置することを禁止する。

(駐車施設)

第10条 組合員の所有する自動車、及び従業員の自動車等は、組合員の敷地内において駐車又は保管をするものとする。

(公害防止対策)

第11条 組合員は、協定区域内の建築物に関し、公害発生の未然防止を図るため、「太田市流通団地の公害関係指導基準」(群馬県公害課)及び「太田市公害防止対策事前協議指導要綱」(平成元年6月1日)等公害関係法令を遵守するものとする。

2 煤煙、騒音、汚水、悪臭等周囲の環境に悪影響を及ぼす恐れがある施設を設置する場合には、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

3 生活系の排水施設(し尿、雑排水)については、合併処理し尿浄化槽とすること。

4 敷地内雨水排水、及び油脂類の混入した排水等については、排水先河川の汚濁事故防止等を考慮して、油水分離槽等を設置すること。

5 雨水排水は、道路側溝に放流するものとし、太田市道路管理者との

協定書を遵守するものとする。

（緑化と維持監理）

第12条 組合員は、環境緑化の立場から次の各号により、敷地内緑化に努めると同時に、良好な区域内の環境を維持、増進するため常に適正な管理をすることとする。

2 敷地面積に対する緑化の割合は、「太田市開発事業指導要綱」（昭和59年3月30日太田市告示第26号）第5節に準ずる。

3 植栽の位置は、団地全体の環境整備に役立つように計画し、委員会の承認を得なければならない。

4 植栽の樹木の種類等は、委員会が認めた範囲内のものとする。

（建築物の審査）

第13条 組合員は、建築物等の建設計画について、組合の定める基準により、この協定の第5条から第12条までの規定について、委員会の設計審査を受けなければならない。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、市長の認可の公告があった日から10年間とする。但し、違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有するものとする。

2 この協定の有効期間満了3カ月前までに、組合員の過半数の申し立てがない限り、更に10年間有効期間を延長するものとする。

（違反者の措置）

第15条 この協定の、第5条から第12条までの規定に、違反した組合員等があった場合、第18条に定める委員会の委員長は、委員会の決定に基づき、当該組合員等に対して工事施工の停止を請求し、且つ文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該違反行為を是正するた

めの必要な措置をとることを、請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合、当該組合員等は、これに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第16条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該組合員等がその請求に従わないときは、委員長はその履行義務の確認、又は当該組合員等の費用をもって、第三者にその履行をなさしめることを、裁判所に請求するものとする。

- 2 前項の提訴手続きに要する一切の費用は、当該組合員等の負担とする。

(協定の変更、廃止)

第17条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、及び、協定違反があった場合の措置等を、変更しようとする場合、又はこの協定を廃止しようとする場合は、組合員等の合意を得なければならない。

(委員会)

第18条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会を設置する。

- 2 委員会は、組合員等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

- 3 委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

- 4 委員は重任することができる。

第19条 委員会に次の役員を置く

委員長 1名

副委員長 3名

に努
適正
(昭
員会

によ
会の

0年
に効

ノ立

員
決
つ
た

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を統括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

副委員長は、委員長事故あるとき、これを代理する。

(補則)

第20条 この協定に規定するもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

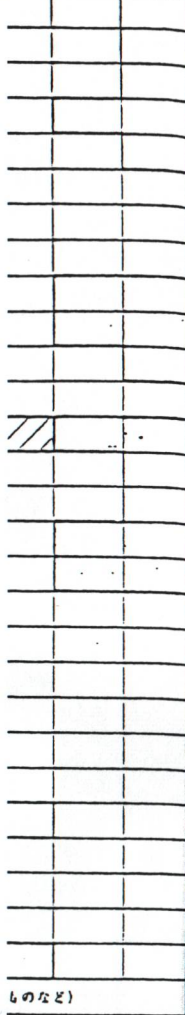
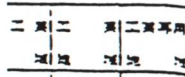
1 この協定は、市長の認可の公告のあった日からその効力を発する。

2 この協定は、前項の効力を生じた後に、協定区域内の組合員等となった者に対しても、その効力があるものとする。

平成 2 年 月 日

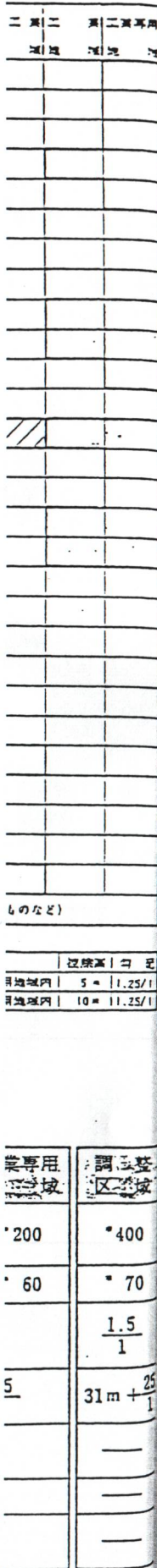
太田流通センター業務団地協定区域図

協定区域内を示す



	过路车	勾 足
月地城內	5 m	1.25/1
月地城內	10 m	1.25/1

專用 行	調定 區
* 200	* 400
* 60	* 70
	$\frac{1.5}{1}$
5	31m + $\frac{25}{1}$
	—
	—
	—



长期课今察·加只察

県道毛野田・坂西線

国道50号線

当地周辺図

